

他自治体条例一覧

自治体名	条例の名称	目的	定義:参加	定義:協働	内容
狛江市	狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例(2003年)	この条例は、市民参加と市民協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、その一層の推進を図ることを目的とする。	【市民参加】行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加すること 【行政活動】地方自治法第2条に規定するところにより事務を処理するために行う活動	【市民協働】市の実施機関と市民公益活動を行う団体が、行政活動等について共同して取り組むこと	市民参加の手続き(審議会等、パブリックコメント、公聴会等)、市民投票、市民協働(市民公益活動団体への支援、行政活動への参入の機会の提供)、市民参加と市民協働に関する審議会(15人以内)
市民参加に関することがメイン(※一部市民活動等に関することを含む)					
北海道 石狩市	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例(2002年)	この条例は、地域の独自性に根ざした自主的かつ総合的なまちづくりを進めることが今後の本市にとって極めて重要であるという認識に基づき、行政活動への市民参加を推進するために必要な事項を定めることにより、自治の主体である市民が持つ知識、経験、感性等をまちづくりに活かし、もって市民と市がより良いまちの姿をともに考え、その実現に向けて協働するような地域社会の形成に寄与することを目的とする。	【市民参加手続】市民の意見を反映した行政活動を行うため、その企画立案の過程において、期日その他必要な事項をあらかじめ定めた上で、市の機関が市民の意見を聴くことをいう。 【行政活動】市民の福祉の増進を図ることを基本として市の機関が行うあらゆる活動をいう。		審議会等、パブリックコメント手続等、公聴会、その他市民参加手続(特に具体的な手続の明記なし)、市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進(継続的な意識調査の実施、市民と市職員の対話の機会の設置、市民が自発的に提出した意見の取扱い)、市民参加制度調査審議会(15人以内)
北海道 旭川市	旭川市市民参加推進条例(2002年)	・この条例は、市民参加に関し基本的な事項を定めることにより、その一層の推進を図ることを目的とする。 ・市民参加に関しこの条例に規定する事項について、法令(他の条例を含む。)に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。	【市民参加】行政活動(地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条に規定するところにより事務を処理するために市が行う活動をいう。)に関し市民が自己の意思を反映させることを目的として意見を述べ、又は提案することをいう。	【協働】市民と市がそれぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、相互に補完し、協力し合うことをいう。	市民参加の内容、市民投票、市民参加推進会議(15人以内※うち公募市民委員5割以上)
千葉県 浦安市	浦安市市民参加推進条例(2004年)	この条例は、市民参加を推進するための基本的な事項を定めることにより、協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。	【市民参加】市民が市政に参加し、及びまちづくり活動を行うことをいう。 【まちづくり活動】ボランティア活動、特定非営利活動その他の公益的な活動であって、市民が組織するまちづくりの推進を目的とした活動をいう。	【協働】共通の目的を達成するために市と市民が、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚して対等な立場で協力し合い、及び補完し合うことをいう。	市民参加推進計画、審議会等の委員の選任、参加手続(市民意見提出手続、意見交換会、ワークショップ等)、まちづくり活動の支援、市民参加推進会議(9人以内)
埼玉県 和光市	和光市市民参加条例(2003年)	この条例は、市民が市の機関及び市の議会(以下「議会」といいます。)と情報を共有しつつ、市政に参加するための基本的な事項を定めることにより、協働による自治を推進し、住みやすいまちをつくることを目的とします。	【市民参加】市民が市政に関して意見を述べ、提案することにより、市政を推進することをいいます。	【協働】市民、市の機関及び議会がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいいます。	市民参加の内容(市民政策提案手続、パブリック・コメント手続、公聴会手続、審議会等手続等)、住民投票、市民参加推進会議(12人以内)
埼玉県 宮代町	宮代町市民参加条例(2003年)	この条例は、市民参加に関し基本的な事項を定めることにより、行政活動における市民の参加を権利として保障することを目的とします。	【市民参加】町が、市民の参加を保障すべき行政活動において、市民と町との協働を実現することをいいます。	【協働】市民と町が、対等な立場で、互いの果たすべき役割を自覚、理解しながら、まちづくりについて議論、検討した結果を相互が尊重した上で、協力して行動することをいいます。	市民参加の推進(市民参加計画の作成、参加しやすい環境づくり等)、市民参加手法(審議会等、パブリックコメント、フォーラム、意識調査)、情報提供、公募委員登録制度、市民参加の評価、検証
東京都 小金井市	小金井市市民参加条例(2003年)	この条例は、小金井市における、市民の市政への参加及び協働についての必要な事項を定め、もって多様な市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めることを目的とする。	【市民参加】市の政策立案、実施及びその評価に、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。	【協働】市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して市政を充実させ、又は発展させることをいう。	市政情報の公開、附属機関等の設置、市民の意向調査、市民の提言制度、市民投票、市民と市との日常的な協働、協働のための活動拠点、市民参加推進会議(12人以内)

自治体名	条例の名称	目的	定義:参加	定義:協働	内容
東京都 西東京市	西東京市市民参加条例(2002年)	この条例は、地方自治の本旨に基づき、西東京市の市政運営における市民参加の基本的な事項を定めるとともに、市民と市の役割を明らかにすることによって相互の協働によるまちづくりを推進し、もって地域社会の発展を図ることを目的とする。	【市民参加】市の政策立案、施策運営等に当たって、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。	【協働】市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し、協力することをいう。	市民参加の方法(市民参加手続きの設定等、附属機関等の設置・会議の公開及び構成の市民公募、市民意見提出手続制度、市民説明会、市民ワークショップ、市民投票、その他)、市民参加事業の見直し、条例の見直し
京都府 京都市	京都市市民参加推進条例(2003年)	この条例は、本市及び市民が共に市民参加(市民が市政に参加し、及びまちづくりの活動を行うことをいう。以下同じ。)を推進するための基本的な事項を定めることにより、市民の知恵と力を生かした市政及び個性豊かなまちづくりの推進に資することを目的とする。	【市民参加】市民が市政に参加し、及びまちづくりの活動を行うことをいう。※目的内で定義	【協働】自らの果たすべき役割を自覚して対等の立場で協力し合い、及び補完し合うことをいう。※基本理念内で定義	市民参加推進計画、附属機関等の会議の公開、委員の選任、市政への参加の手続(公聴会、ワークショップ、パブリックコメント等※パブリックコメントは義務)、まちづくり活動の支援、市民参加推進フォーラム(15人以内)
大阪府 箕面市	箕面市市民参加条例(1997年)	この条例は、まちづくりにおける市民参加の基本的な事項を定めることにより、市と市民が協働し、地域社会の発展を図ることを目的とする。	【市民参加】市の意思形成の段階から市民の意思が反映されること及び市が事業を実施する段階で市と市民が協働することをいう。	【協働】市と市民がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力することをいう。	会議公開の原則、委員の市民公募、市民投票の実施 ※箕面市非営利公益市民活動促進条例(1999年)も別途制定
山口県 下関市	下関市市民協働参画条例(2003年)	この条例は、市民参画という新しい社会システムの推進に関する基本理念及びその実現に関する基本的な事項を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市が、良きパートナーとして役割を分担し、公益の増進を協働して図ることにより、快適な環境を有する都市の創造に資することを目的とする。	【市民参画】市民及び市民活動団体(以下「市民等」という。)が市の施策の立案、実施及び評価の各段階に自発的かつ自律的にかかわること並びに市民等がまちづくりのために協働することをいう。	【協働】共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、及び協力して行動することをいう。	市民参画の対象、市民参画の方法(説明会、アンケート、ワークショップ、審議会、パブリックコメント等)、情報の提供と共有、広聴、附属機関等の委員、市民活動促進基本計画、市民協働参画審議会(20人以内)
熊本県 熊本市	熊本市市民参画と協働の推進条例(2011年)	この条例は、熊本市自治基本条例(平成21年条例第37号)第31条の規定に基づき、本市における情報共有を前提とした参画と協働を拡充推進するための基本的な事項を定め、もって住民自治の一層の推進を図ることを目的とする。	【参画】施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいう。	【協働】同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいう。	市民参画の対象・手法(パブリックコメント、審議会等、アンケート、説明会、ワークショップ等※いずれかを実施)、協働(役割、提案等)、コミュニティ活動(環境づくり、人材の育成支援、活動資金等の支援等)、市民参画と協働の検証
鹿児島県 鹿児島市	鹿児島市の市民参画を推進する条例(2003年)	この条例は、本市における市民参画の基本的な事項を定めることにより、市政への市民参画の推進を図り、もって市民と市との協働によるまちづくりを進めることを目的とする。	【市民参画】市の施策の企画立案から意思決定に至るまでの過程において、市民が自己の意思を反映させることを目的として意見を述べ、又は提案を行い、及び市の施策の実施の過程において市民と市が協働することにより、市民が市政に参画することをいう。	【協働】市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚することにより、相互に補完し、及び協力することをいう。	市民参画手続の実施(パブリックコメント、審議会、意見交換会等、ワークショップ方式)、市民参画手続の対象等、市民参画手続の方法、市民参画手続を経ずに提出された市民からの意見等の取扱い、市民参画推進に関する市民会議(15人以内)
市民活動の推進に関することがメイン					
宮城県 石巻市	石巻市市民公益活動団体と協働及び支援に関する条例(2002年)	この条例は、石巻市が市民公益活動団体と協働するに当たっての原則を定め、市、市民公益活動団体及び市民の責務並びに企業の協力を明らかにするとともに、市民公益活動団体との協働に関する施策の基本的な事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。			市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針、登録制度、市民公益活動推進委員会(15人以内)、市民公益活動促進及び協働推進のための施設

自治体名	条例の名称	目的	定義:参加	定義:協働	内容
宮城県 仙台市	仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例(2015年)	この条例は、本市における協働の基本理念を定め、市民と市の役割を明らかにするとともに、協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めることにより、協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって、豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。		【市民協働】市民と市が、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、目的を共有して、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、又は補完することで地域の課題の解決や魅力の向上に取り組むことをいう。	協働によるまちづくりの推進のための基本方針、協働まちづくり推進委員会(12人以内)、報告(施策の推進状況)、市民活動サポートセンター
神奈川県 大和市	大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例(2002年)	この条例は、市民、市民団体、事業者及び市の協働により、新しい公共を創造するための基本理念及び基本的事項を定め、もって多様な価値観を認めあう豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。 ※【新しい公共】市民、市民団体、事業者及び市が協働して創出し、共に担う公共をいう。			社会資源の活用等、協働の視点、市の施策、市民事業(市民等及び事業者が行う社会に貢献する自由で継続的な市民活動)、協働事業(市民等、事業者及び市が、お互いの提案に基づいて協力して実施する社会に貢献する事業)、市の施策や計画等への提案
神奈川県 横須賀市	横須賀市市民協働推進条例(2001年)	この条例は、市民協働の推進に関する基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が対等な立場で、お互いに良きパートナーとして役割を分担し、公益の増進を図り、もって魅力と活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。		【市民協働】市民、市民公益活動団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自己の知恵及び責任においてまちづくりに取り組むことをいう。	財政的支援、行政サービスの参入機会の提供、登録制、市民協働審議会(15人以内)
神奈川県 藤沢市	藤沢市市民活動推進条例(2001年)	この条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、並びに市民活動支援施設(以下「支援施設」という。)を設置することにより、市民活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もってこの市にふさわしい人間性豊かな地域社会の形成に寄与するとともに、市民、市民活動を行うもの、事業者及び市による協働型社会の実現に資することを目的とする。			市民活動推進計画、基本施策、市が行う業務への参入の機会の提供、市民活動推進委員会(15人以内)、市民活動推進センターの設置
福井県 福井市	福井市市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例(2004年)	この条例は、市民協働及び非営利公益市民活動についての基本理念を定め、市民、非営利公益市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市が行う施策を定めることにより、市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進を図り、もって多様な価値観を認めあう豊かな地域社会の創造に寄与することを目的とする。		【市民協働】市民、非営利公益市民活動団体、事業者及び市がお互いを理解し、不特定かつ多数のものとの利益の増進を図るための共通の目標に向かって、対等な立場で努力し、その成果と責任を共有しあうことをいう。	市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進のための施策(市の施策、協働事業の推進)、非営利公益市民活動促進基金、市民協働推進委員会(10人以内)
福井県 鯖江市	鯖江市市民活動によるまちづくり推進条例(2003年)	この条例は、市民活動を推進し、市民、市民活動団体、事業者および市の連携と協働による地域に求められている新しい公共サービスを創造するための基本理念および基本的事項を定め、多様な価値観を認め合う豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。		【協働】市民、市民活動団体、事業者および市が、互いの提案を尊重し、補完し合つて実施する社会貢献をいう。	市の施策、資金融資制度の整備、市民協働推進会議、市民協働パイロット事業、パートナーシップ協定、市民協働推進機関および施設、協働コーディネーター
大阪府 池田市	池田市公益活動促進に関する条例(2001年)	この条例は、公益活動の果たす役割の重要性に鑑み、公益活動の促進に当たつての基本理念、基本的施策等を定めることにより、自主的かつ主体的な公益活動を促進するとともに、行政と公益活動団体との協働を推進し、もつて自立した市民が自主的、主体的に活動し、お互いに多様な価値観を認め合いながら共に支えあつて生活を営む市民社会を実現し、活力ある豊かな地域づくりに寄与することを目的とする。			登録制度、協働事業提案制度、公益活動促進協議会、公益活動促進センターの設置、公益活動促進基金
岡山県 岡山市	岡山市協働のまちづくり条例(2015年)	この条例は、多様な主体が地域づくりの当事者としてそれぞれの知恵と力を最大限に生かし、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行うための基本原則等を定めることにより、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現することを目的とする。		【協働】同じ目的を達成するために、互いを尊重し、対等の立場で協力して共に働くことをいう。	協働推進施策、モデルとなる事業の指定及び支援措置、コーディネート機関、市に対する提案、市の推進体制(市民協働推進本部、協働推進員)、協働フォーラム、推進計画、協働推進委員会(20人以内)